

## 情報法学入門第5回

プログラムは特許法で無く著作権法で保護されている。

それによって生じる問題もある。

### 2. データベースの著作物

#### \* 編集著作物

表現に創作性（素材の選択、配列）を見出す

保護しきれないデータベースも出てくる

#### \* 汗をかいたことに着目

して保護の方法を探る。（労力、時間）

### 3. 著作者人格権の制限

### 4. 職務著作、法人著作権

プログラムの著作物の  
同一性保持の制限

プログラムにバグがあったり使おうとしたコンピュータで動かなかったりした場合はプログラムを書き換えても良い

職場で作ったプログラムは特に取り決めの無い場合その職場(法人等)の物となる。

完全に外注する場合 発注時に著作権にかかわる取り決めを決めておく必要がある。

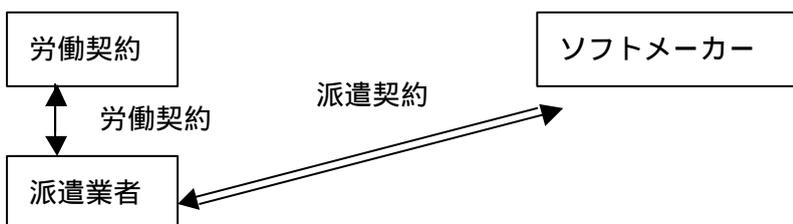
注文者と受注者の関係

著作権譲渡契約・著作権人格処理条項 不行使契約を結ぶ

(これは結べないとされたが、実務上この様な契約をつくりざるをえない)

一部を外注する場合 プログラムの主要部分を作ったほうに著作権

派遣労働者がプログラムする場合



著作権がどうなる（どこに帰属する）という明確な取り決めを決めておく必要がある。

(法的にはまだ議論中)

アルバイトで直接雇われてプログラムする場合

これも契約時に著作権がどうなるのかはっきり決める必要がある

#### 5．著作権発生日時の明確化

プログラム作成日時を登録する制度がある。